

議案第186号

福島市議会の個人情報の保護に関する条例の 一部を改正する条例制定の件

本議案を、地方自治法第112条第1項及び福島市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和6年12月10日

福島市議会議長 萩原太郎様

提出者

福島市議会議員

白川 敏明

真田 広志

高木 克尚

後藤 善次

村山 国子

(別紙)

福島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

福島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第44号）の一部を次のように改正する。

第54条から第56条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、刑法の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(提案理由)

刑法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。